

国民健康保険税

Q . 私は会社の健康保険に加入しているのに、私の名義で納税通知が送られてきたのですが？

A . 国民健康保険税は世帯主が納税義務者です。世帯主が会社の健康保険に加入していても、世帯員が国民健康保険の加入者であれば納税義務者は世帯主になります。このような世帯を擬制世帯、擬制世帯の世帯主を擬制世帯主といいます。ただし、擬制世帯主の所得は課税対象とはなりません。

Q . 国民健康保険をやめた後に納税通知書が送られてきましたが、私は平成 21 年 7 月 15 日に社会保険に加入し、20 日に国民健康保険喪失の届出をして、8 月の納期分までの国民健康保険税を納付しましたが、その後、税額変更通知と 9 月納期分の納税通知書が届きました。この分も納付しなければならないのですが？

A . 南小国町の国民健康保険の納期は 10 期となっています。つまり 1 年分 (12 ヶ月) を 10 回に分割して納付していただいているわけです。そのため 8 月に国民健康保険をやめたからといって 8 月の納期分までで課税が終了するとは限りません。国民健康保険税は月割課税です。年度途中で資格喪失された場合は、資格喪失日を確認して、その前月までの分の月割で再計算します。再計算の結果によっては、国民健康保険をやめた月以降の納期に課税が残ることがあります。

Q . 税額の基になるのはいつの収入なのですか？

私は平成 20 年 12 月に退職し、平成 21 年 12 月末日に社会保険の任意継続が切れたため、国民健康保険に加入しました。その後、平成 22 年の 1 月に納税通知書が届いたのですが、平成 21 年中はほとんど収入がないのに税額が高いのはなぜですか？

A . 国民健康保険は前年中の収入を基に計算します。平成 21 年 12 月末で社会保険が切れていますので、国民健康保険税は平成 22 年の 1 月から課税することになります。平成 22 年 1 月にお送りした納税通知書は平成 22 年 1 月～3 月の 3 ヶ月分の税額で年度でいうと平成 21 年度になりますので、計算の基となる収入は平成 20 年分 (1 月～12 月) になります。